3　監督命令の内容　確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しない不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成24年11月12日までに提出すること。また、この命令の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　指定確認検査機関である株式会社国際確認検査センターが行った確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、当該建築計画が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第119条（廊下の幅）の規定に適合しない（廊下の用途が、共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が100平方メートルをこえる階における共用のもので、廊下の配置が、両側に居室がある場合以外の場合については、廊下の幅を1.2メートル以上としなければならないにもかかわらず、本件建築物の上記の条件に該当する廊下の幅が1.2メートルに満たない）ことを看過し、確認済証を交付させた。

建築基準法（昭和25年法律第201号。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 24 年 10 月 30 日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1　監督命令をした年月日　平成24年10月12日

2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　一般財団法人日本建築センター　本部　東京都千代田区神田錦町１丁目９番地　大阪事務所　大阪府大阪市中央区南本町１丁目７番15号　理事長　松野　仁

3　監督命令の内容　確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しない不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成24年11月12日までに提出すること。また、この命令の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　指定確認検査機関である一般財団法人日本建築センターが行った確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、当該建築計画が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第121条の規定に適合しない（共同住宅の用途に供する階でその階における居室の床面積の合計が200平方メートル（当該建築物は主要構造部が耐火構造であり、同施行令第121条第２項により200平方メートルとなる。）を超えるにもかかわらず、２以上の直通階段を設けていない）ことを見過ごし、確認済証を交付させた。

## 労　働

### 最低賃金の改正決定に関する公示

埼玉労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 10 月 30 日

埼玉労働局長　安藤よし子

第４号中「１時間824円」を「１時間832円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月１日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 10 月 30 日

埼玉労働局長　安藤よし子

第４号中「１時間828円」を「１時間836円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月１日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 10 月 30 日

埼玉労働局長　安藤よし子

第４号中「１時間837円」を「１時間847円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月１日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 10 月 30 日

埼玉労働局長　安藤よし子

第４号中「１時間836円」を「１時間845円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月１日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県各種商品小売業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 10 月 30 日

埼玉労働局長　安藤よし子

第４号中「１時間796円」を「１時間802円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月１日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県自動車小売業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 10 月 30 日

埼玉労働局長　安藤よし子

第４号中「１時間837円」を「１時間847円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県塗料製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 10 月 30 日

兵庫労働局長　前田　芳延

第４号中「１時間872円」を「１時間877円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月１日から効力を生ずる。

---

### 国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十四年十月三十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　調査の種類　都市部官民境界基本調査

二　調査を実施する者の名称　国土交通省

三　調査地域　熊本県熊本市

四　調査期間　平成二十四年及び平成二十五年

## 資　料

### ―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十月二十六日（金）

○一般案件（抜粋）

一　「消費税の円滑かつ適正な転嫁等のための検討本部の設置について」の一部改正について（決定）（内閣官房）